

自治基本条例第9条では、市民の皆さんに行政への参画の機会を提供するよう定めている んだ。市民参画はさまざまな形がありますが、先ずは、市民の皆さんの参画の芽を育てること が大切だね。

一部事例をおりまぜながら紹介をするので、皆さんにあった参画手法を見つけてみよう!

## 直近の市民意見の公募(以下、パブリックコメント)結果

平成28年度 9の計画等 ← 11名の方から延べ50件 9名の方から延べ60件 平成27年度 14の計画等 ※下野市では、協働のまちづくりをより一層進めるため、市政への意見提出手続きとして 「パブリックコメント手続|を制度化しています。

## 様な爪尽参画でつくる下野爪の木衆〜例えば第二次総合計画〜

総合計画に限らず、多様 な市民参画の機会がある ことで、幅広い年代から 意見が出ているね。他に、 新庁舎建設時に行われた 中学生ワークショップの 結果では、旧日光街道の 継承や喫茶スペース設 置、太陽光発電等が取り 入れられたよ。

下野市ゆかりの人物)



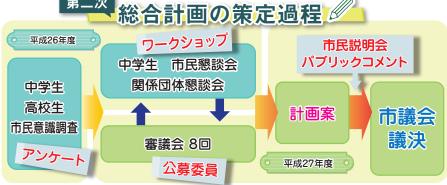
第二次総合計画は平成26年度の中学生・高校生アンケートを皮切りに、 中学生ワークショップ、市民意識調査、関係団体懇談会、市民懇談会を行い 素案作りを進めました。

平成27年度からは8回に及ぶ総合計画審議 会(含公募委員4名)を開催し、計画案を取りま とめ、パブリックコメント、市民説明会を経て 市議会で議決後、計画が策定されました。

診 参画とは、市民が市の政策の課題発見、解決策の立 案、実施、評価及び見直しの各段階に自らの役割と責任 を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。









## (参画)

第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。 2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

## (意見募集)—部抜粋

第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提 供を行い、広く意見を求めるものとする。